



浜松市における宿泊税の考え方(案)

令和8年10月7日
浜松市産業部観光・シティプロモーション課



(1)第1回検討会議の振り返り

(2)本市における観光の課題と取組について

- ①本市の観光における課題
- ②本市の観光の目指す姿と取組

(3)宿泊税の使途について

- ①宿泊税の使途
- ②使途決定の手順やチェックの仕組み

(4)宿泊税制度設計(案)について

- ①制度概要と他自治体の状況等
- ②税収額シミュレーションと充当事業
- ③本市における宿泊税制度設計



(1)第1回検討会議の振り返り

【現状】

- ・本市の人口は減少傾向であり、現在財政は良好な状況だが、今後収支不足が生じると想定。
- ・他都市では、法定外目的税として宿泊税を導入する自治体が増えている。

【観光財源の検討】

- ・本市の観光を持続的に発展させていくため、さらなる取組の強化が必要であり、その財源が必要。
- ・地方公共団体の自主財源の主なものが地方税であり、観光分野で安定的、継続的な財源を確保できる税としては、入湯税の超過課税と宿泊税が挙げられる。
- ・入湯税は負担者が温泉利用者に限られ、市内全域をカバーする財源とは考えにくいことから、宿泊税の検討を開始。

【委員からの意見】

- ・本市はビジネス客が多い。導入によってビジネス客が近隣都市に行ってしまう可能性があるのでは。
- ・本市では、オーバーツーリズム解消を目的とした宿泊税導入は宿泊施設の理解を得られない。
- ・湖西市との連携や宿泊事業者の税の徴収にかかる事務手間への理解、システム改修等の課題がある。
- ・使途は、様々な観光事業者役に立ち、地域全体が活用できるものだといい。
- ・観光客とビジネス客の比率や平日休日の割合、繁忙閑散期のデータなど、判断材料があるとよい。
- ・免税点を含めた徴収総額のシミュレーションがあるとよい。



(2)浜松市における観光の目指す姿と取組について



①本市の観光における課題

【課題1／「訪れる」から「泊まる」への進化】

- ・浜名湖、温泉、浜松城、浜松まつり、音楽、うなぎなど、多様な観光資源を有するが、東海道新幹線や東名・新東名など交通アクセスが良いため、立ち寄りやすい反面、泊まる必然性が弱い。
- ・宿泊施設の充実や体験型旅行商品の開発、市内周遊のための2次・3次交通の整備、ナイトタイムエコノミーの充実等により、「浜松を訪れる」から「浜松に泊まる」への進化が必要。

【課題2／「観光客数」から「観光消費額」への転換】

- ・観光客の増加に加え、さらに観光が地域経済に寄与するためには、宿泊や食事、体験、買い物などにより、市内での消費を増やすことが重要。
- ・高付加価値なホテル・旅館の整備や地元食材（うなぎ、浜松餃子、みかんなど）を活用した食の提供、浜松独自の体験活動の提供、ナイトタイムエコノミーの充実等により、「観光客の人数」だけでなく、「一人当たりの観光消費額」への転換が必要。

【課題3／インバウンドへの対応】

- ・2025年の訪日外国人観光客は、初めて4,000万人を突破し過去最高（約4,268万人）。訪日外国人旅行消費額も過去最高で、観光客数だけでなく多くの消費がある状況だが、大都市に集中しており、今後、本市への誘客を進める必要がある。
- ・高級宿泊施設や多言語案内、キャッシュレスの整備をはじめ、外国人向けの旅行商品の充実等により、「外国人観光客が来る」だけでなく、「長期滞在と消費」への対応が必要。



【将来の理想の姿(2044年)】

創造性と安定性を兼ね備えた浜松の産業が、世界経済を支えている。

【10年後(2034年)の理想の姿】

国内外に浜松の魅力が伝わり、多くの人が本市を訪れ、にぎわいが生まれている。

【取組の方向性】

本市が有する多様な(取組1)魅力や地域資源をさらに磨き上げ、(取組2)戦略的なプロモーションを行い、選ばれる観光目的地となるような(取組3)受入体制を強化する。

②本市の観光の目指す姿と取組／宿泊税を活用して進める取組



8

取組1 魅力や地域資源の磨き上げ	浜名湖等の自然環境や徳川家康公をはじめとする歴史、産業等、本市が有する他の都市にない多様な魅力や地域資源について、DMOと連携し、新たな価値の創出やストーリー作りを行い、商品化の推進やイベントを実施。
取組2 戦略的なプロモーション	本市の立地・交通アクセスなどを活かし、学会等の国際会議やスポーツ・音楽等のイベントといったMICE誘致を進めるとともに、デジタルを活用したデータマーケティングや情報発信等、国内外に向けた戦略的なプロモーションを実施。
取組3 受入体制の強化	インバウンドを含め、本市を訪れる国内外の来訪者の満足度向上に向け、宿泊施設の改修や観光案内の充実、2次・3次交通の充実、観光産業の人材確保等、観光客の受入体制を強化。



【宿泊税を導入する目的】

持続可能な観光地域づくりのため、魅力や地域資源の磨き上げ、戦略的なプロモーション、旅行者の受入体制の強化等、市外からの来訪者の増加を図る施策に要する費用に充てる



(3) 宿泊税の使途について

①宿泊税の使途



10

【使途のルール】

- ・宿泊税を活用する事業は、「税がどのような事業に使われ、納税者(観光客やビジネス客等)にどう役立つか」が分かりやすいことが重要。
- ・新規事業や既存事業の拡充を通じて、観光客やビジネス客等の受益に直結する事業に充当する。

【想定する使途】

取組	項目	具体的な事業例
1 魅力や地域資源の磨き上げ	観光資源の高付加価値化	①体験プログラムやアクティビティ開発 ②夜間の魅力創出 ③イベントへの支援 など
	観光振興を担う団体の機能強化	④DMO(観光地域づくり法人)の機能強化 など
2 戦略的なプロモーション	誘客の促進	⑧国内および海外に向けたプロモーションの展開 ⑨MICEの推進 ⑩宿泊クーポン施策 ⑪他都市との連携による周遊促進 など
3 受入体制の強化	観光情報の発信(強化)	⑤観光案内所の機能強化 ⑥パンフレットや案内サインの充実 ⑦多言語表記等の充実 など
	宿泊施設の高付加価値化	⑫宿泊施設の改修支援 ⑬高付加価値なサービス提供への支援 など
	快適で安心・安全な滞在環境の構築	⑭宿泊施設等への滞在環境整備支援(Wi-fiやバリアフリー化) ⑮災害発生時の対策 など
	目的地までの移動の円滑化	⑯二次・三次交通の充実 ⑰バスやレンタカーの利用による周遊促進 など
	観光地としての滞在環境整備	⑱観光看板等の整備 ⑲宿泊施設誘致 など
	観光産業の経営基盤強化	⑳観光産業の人材確保支援 ㉑観光DXの推進支援 ㉒キャッシュレス化の推進 など

※ 下線:宿泊事業者アンケートで最多、点線:旅行者アンケートで最多

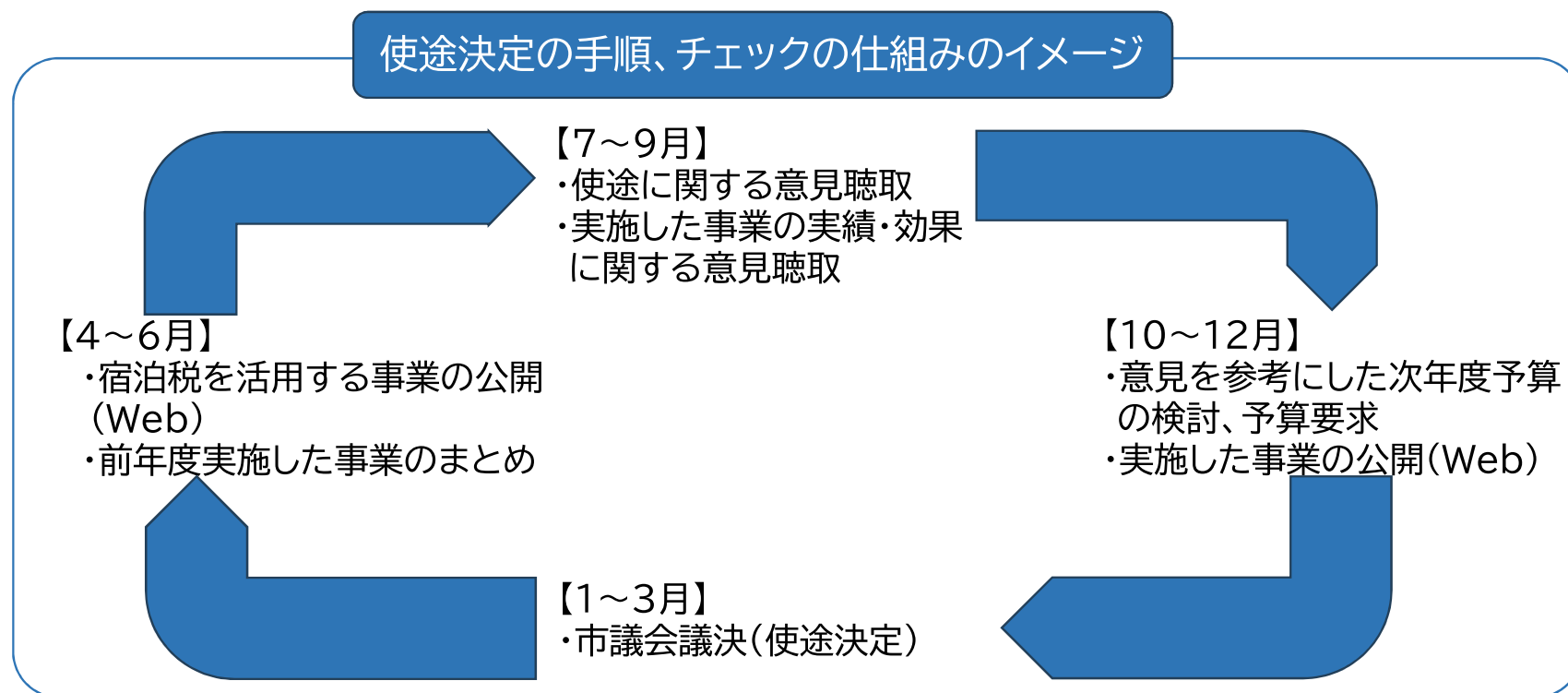
②使途決定の手順やチェックの仕組み



11

【使途決定の手順、チェックの仕組み】

- ・市内の観光関係者等から宿泊税を活用する事業や実績・効果等に関する意見聴取の場を設け、意見を参考に使途を決定。
- ・ホームページなどで活用した事業を公開することで透明性を確保。





(4) 宿泊税制度設計(案)について

①制度概要と他自治体の状況等／税率・税額



13

【税率・税額の種類】

税率(税額)	概要	税負担のイメージ
一律定額制	宿泊料金や施設の種別に関わらず、1人1泊あたり同額を課税する方式 (例) 一律200円/人泊	税負担額 200円 宿泊料金
段階定額制	宿泊料金に応じて数段階に分け、それぞれに異なる定額を課税する方式 (例) 5万円未満200円、5万円以上500円	税負担額 500円 200円 5万円 宿泊料金
定率制	宿泊料金に一定の税率を乗じて課税する方式 (例) 宿泊料金の3.0%	税負担額 300円 150円 5千円 1万円 宿泊料金

①制度概要と他自治体の状況等／税率・税額



14

【各税率・税額のメリット・デメリット】

		宿泊事業者	宿泊者	行政
一律定額制	メリット	・素泊まり料金を明確に計算しなくてよいので <u>事務負担が最も軽い</u>	・ <u>分かりやすい</u> ・高価な宿の場合は税負担を軽く感じる	・宿泊料金の変動に左右されないため、 <u>税収額を見込みやすい</u>
	デメリット	・インフレに対応できない ・ <u>低価格帯の施設は税負担割合が高くなる</u>	・ <u>支払い能力に応じた公平性に欠ける</u>	・他に比べ税収が少ない可能性がある ・宿泊単価の上昇が税収増につながらない
段階定額制	メリット	・定率制よりも簡単に税額を計算できる	・ <u>一律定額制よりも支払い能力に応じた公平性がある</u>	・インフレ時一定の税収額増を見込める ・高額宿泊者に相応の負担を求められる
	デメリット	・素泊まり料金の計算が必要で <u>事務負担が重い</u> ・ <u>税額の境目付近で柔軟な価格調整がやりにくい</u>	・ <u>税額の境目を巡る支払いトラブルの恐れがある</u>	・定率制より支払能力に応じた公平性で劣る ・一律定額制に比べ税収額を見込みにくい
定率制	メリット	・繁忙期や閑散期の価格調整に対応できる	・ <u>支払い能力に応じた公平性が最も高い</u>	・インフレ時に税収が増加する ・ <u>他方式に比べて税収が多い可能性が高くなる</u>
	デメリット	・全ての料金帯で素泊まり料金の計算が必要で <u>事務負担が最も重い</u>	・パーセント表示のため、 <u>実際の税額が事前に分かりにくい</u>	・宿泊料金の変動が直接影響するため、 <u>税収額を見込みにくい</u>

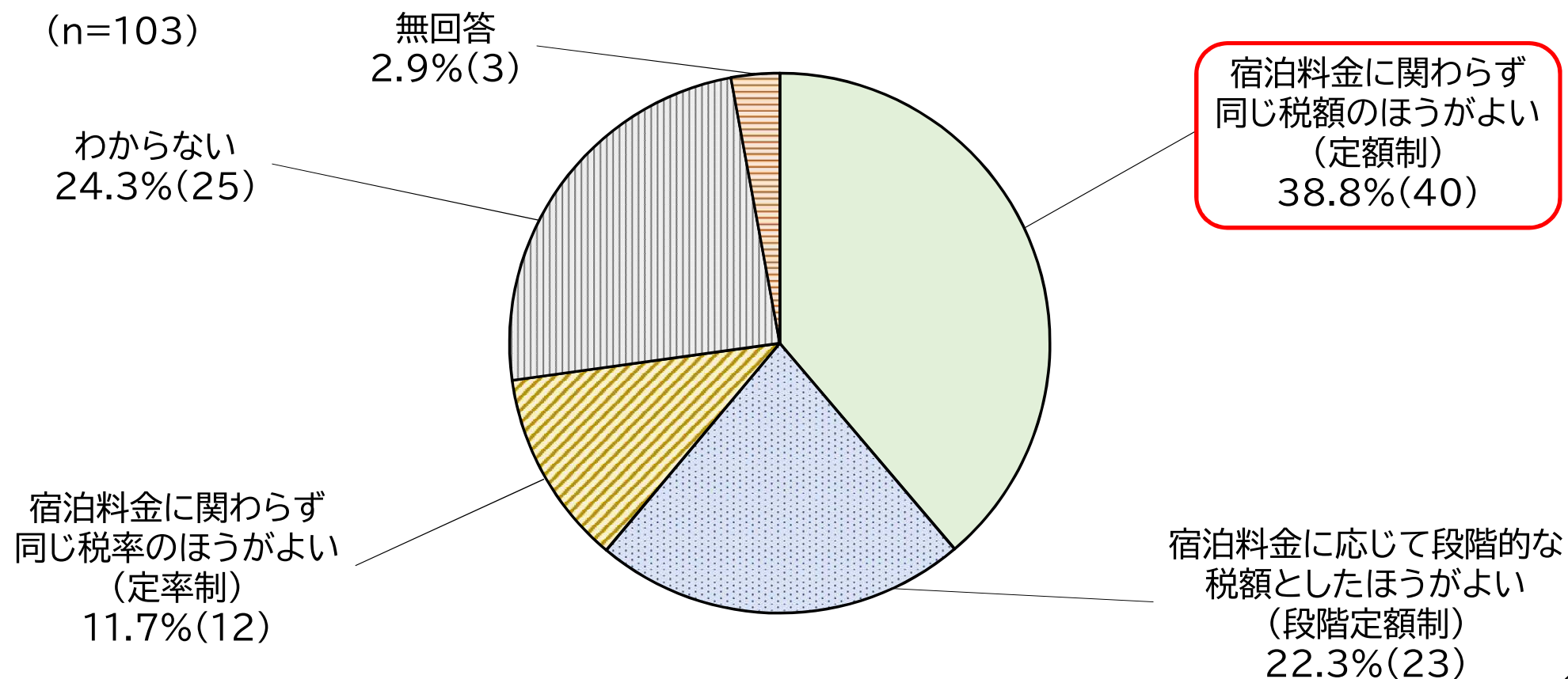
①制度概要と他自治体の状況等／税率・税額



15

【税率・税額に関するアンケート結果／宿泊事業者】

宿泊税は「同じ税額の定額制」が約4割と最も多い



①制度概要と他自治体の状況等／税率・税額



16

【税率・税額の他自治体の導入状況】

一律定額制 (28自治体)	福岡県、北九州市、常滑市、熱海市、小樽市、釧路市、北見市、網走市、宮城県、仙台市、松江市、広島県、旭川市、帯広市、音更町、弘前市、岐阜市、鳥羽市、熊本市、阿智村、長野県、小清水町、松本市、宮崎市、盛岡市、稚内市、富士吉田市、富士河口湖町
段階定額制 (23自治体)	東京都、大阪府、京都市、金沢市、福岡市、長崎市、二セコ町、赤井川村、札幌市、高山市、下呂市、函館市、富良野市、占冠村、北海道、新得町、留寿都村、那須町、湯河原町、軽井沢町、白馬村、洞爺湖町、雲仙市
定率制 (12自治体)	1.2% : 石垣市、宮古島市、本部町、恩納村、北谷町、名護市 2.0% : 沖縄県(市町村が課税の場合は0.8%) 3.0% : 倶知安町、苫小牧市、山形市、北広島市 5.0% : 野沢温泉村

【段階定額制の他自治体例】

	宿泊料金								
	～4,999円	～5,999円	～9,999円	～14,999円	～19,999円	～29,999円	～49,999円	～99,999円	100,000円～
大阪府	0円	200円			400円	500円			
京都市	200円		400円			1,000円		4,000円	10,000円
金沢市	0円	200円				500円			
福岡市	150円					450円			
長崎市	100円			200円		500円			
高山市	100円			200円			300円		

①制度概要と他自治体の状況等／免税点



17

【免税点の定義】

課税が免除される一定の金額のこと。免税と課税の境界のことを免税点という。

【免税点設定のメリット・デメリット】

免税点あり	メリット	・支払い能力に応じた公平性がある。 ・<u>安価な宿の負担軽減</u>となることに加え、<u>宿泊者減少の懸念</u>がなくなる。 ・社会教育施設(青少年の家、野外活動センターなど)等、安価な施設が課税されなくなるため、課税免除の要件を確認することなく免税できる可能性がある。
	デメリット	・<u>宿泊者が享受する行政サービスは同様であり、不公平感が生じる。</u> ・一律定額制であっても<u>実質段階定額制</u>となり、<u>制度が複雑化するため、宿泊事業者の事務負担が重くなる。</u> ・<u>税収額が減少する。</u>
免税点なし	メリット	・<u>行政サービスの利用に応じた公平性がある。</u> ・免税点の境目判定が不要となり、<u>事務負担が最も軽減できる。</u> ・制度が簡素化され、<u>宿泊事業者および宿泊者が分かりやすい。</u>
	デメリット	・<u>安価な宿ほど、宿泊者が税負担を重く感じる懸念がある。</u>

①制度概要と他自治体の状況等／免税点



18

【他自治体導入状況と免税点有無の理由】

免税点あり	東京都、大阪府、金沢市、赤井川村、宮城県、仙台市、松江市、広島県、軽井沢町、阿智村、白馬村、長野県、松本市、野沢温泉村(14自治体)
免税点なし	その他49自治体

自治体	有無	有無の理由
松江市	あり	5千円以上6千円未満の価格帯から宿泊者が大きく増加する傾向にあることから、免税点を5千円に設定し、安価な宿の事務負担を軽減するため。
長野県		葬儀場や研修施設など、安価な宿の宿泊に配慮するため。
阿智村		免税点を県に合わせ、宿泊事業者の事務を軽減するため。
北九州市	なし	宿泊事業者の事務負担を軽減するとともに、公平性をもたせるため。
長崎市		宿泊者は行政サービスを一定程度享受しており、課税の公平性の観点から、広く負担を求めることが望ましいため。

①制度概要と他自治体の状況等／免税点

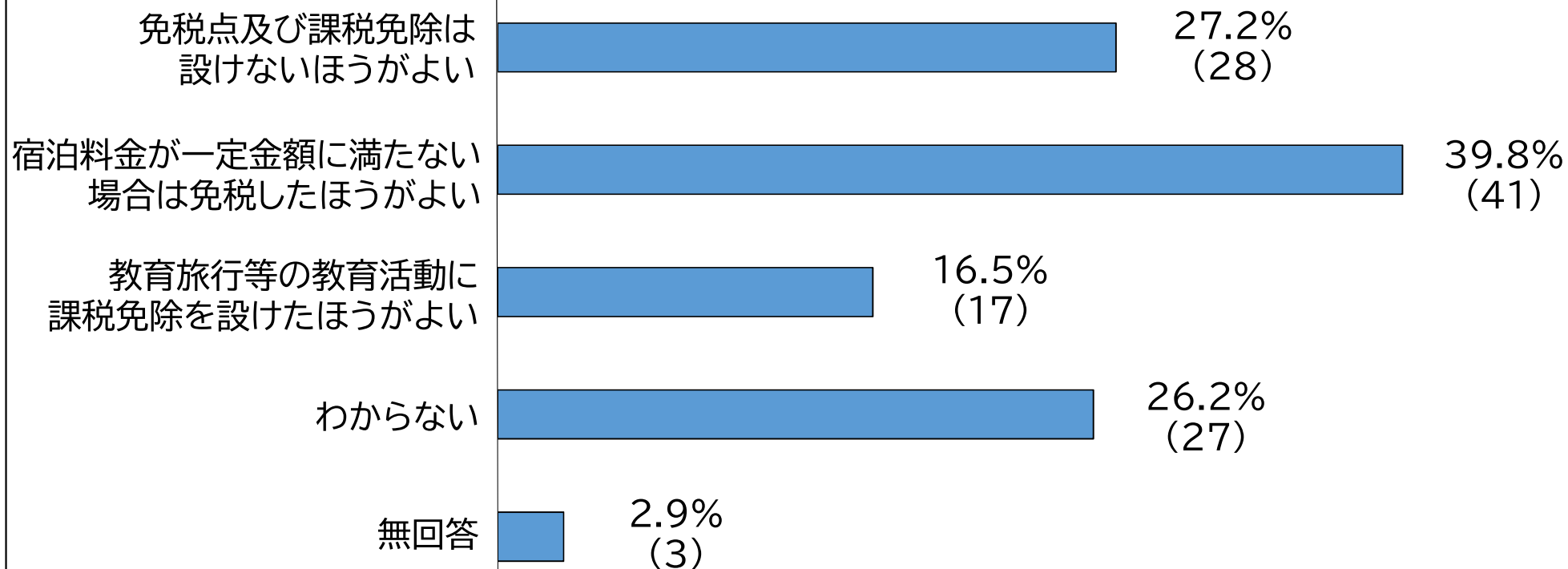


19

【免税点に関するアンケート結果】

宿泊税は「宿泊料金が一定金額未満は免税」が約4割

(n=103)



②税収額シミュレーションと充当事業

【税収額シミュレーション】

令和6年度の年間宿泊者数(194.7万人)及び市内客室の価格帯構成比を参考に算出。

- ・一律定額制／「年間宿泊客数×設定税額」で算出
- ・段階定額制、定率制／市内宿泊施設の宿泊金額を調査し、その結果を按分して算出

税制	一律定額制 (免税点なし)		一律定額制 (免税点あり)		段階定額制・・・(※)		定率制	
税額	定額200円	定額300円	定額200円 (免税点: 5,000円)	定額200円 (免税点: 6,000円)	長崎市 方式	京都市 方式	定率2.0%	定率3.0%
税収額	約3.8億円	約5.8億円	約3.4億円	約2.6億円	約2.7億円	約8.9億円	約3.4億円	約5.2億円

※ 税額設定は次の表のとおり、段階定額制を導入している長崎市、京都市を基に設定

	宿泊費					
	0～5,999円	～9,999円	～19,999円	～49,999円	～99,999円	100,000円～
長崎市方式	100円		200円	500円		
京都市方式	200円	400円		1,000円	4,000円	10,000円

②税収額シミュレーションと充当事業



21

【充当事業のイメージと金額】

取組	取り組み内容	充当額(億円)
1 魅力や地域資源の磨き上げ	①体験プログラムやアクティビティ開発	0.3
	④DMO(観光地域づくり法人)の機能強化(既存事業拡充)	0.3
2 戦略的なプロモーション	⑧国内および海外に向けたプロモーションの展開(既存事業拡充)	0.3
3 受入体制の強化	⑤観光案内所の機能強化 ⑥パンフレットや案内サインの充実 ⑦多言語表記等の充実	0.5
	⑫宿泊施設の改修支援 ⑬高付加価値なサービス提供への支援	1.0
	⑭宿泊施設等への滞在環境整備支援(Wi-fiやバリアフリー化) ⑮災害発生時の対策	0.5
	⑱観光看板等の整備	0.3
	⑳観光産業の人材確保支援 ㉑観光DXの推進支援	0.2
合 計		3.8

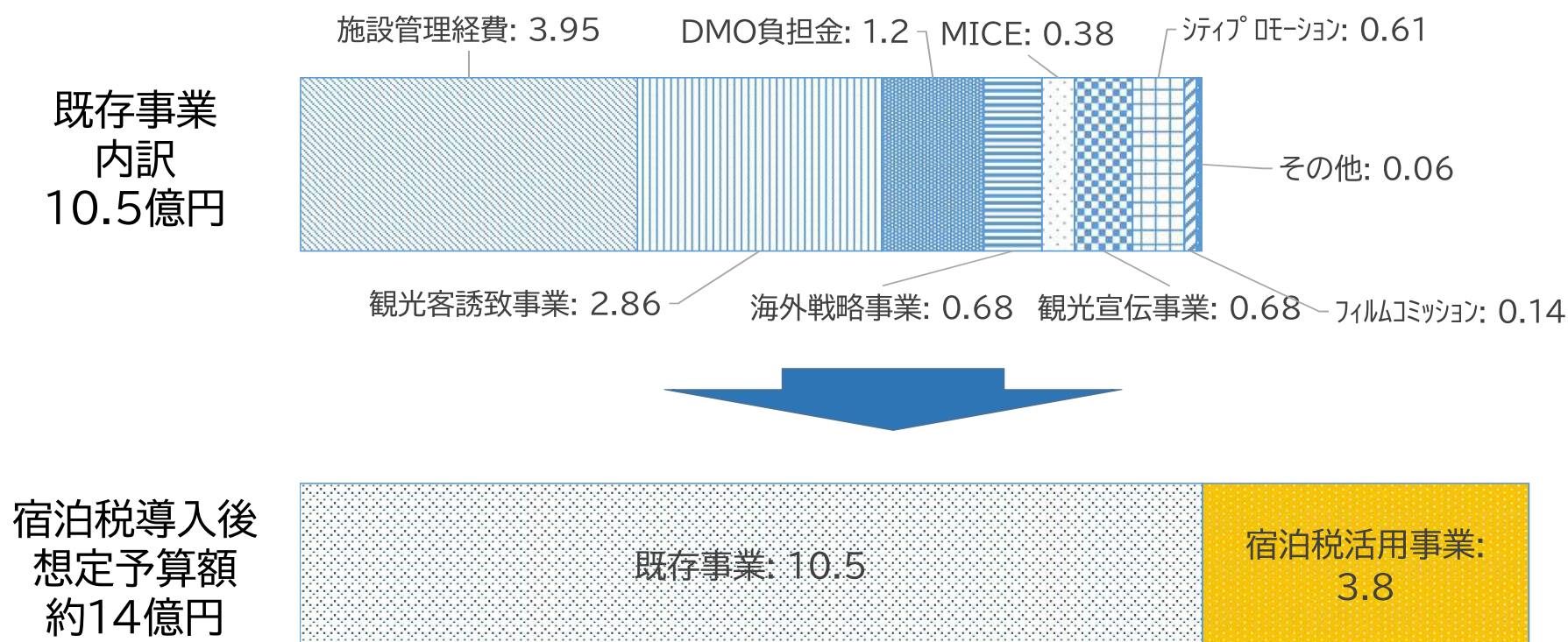
※ 下線:宿泊事業者アンケートで最多、点線:旅行者アンケートで最多

②税収額シミュレーションと充当事業



22

(単位:億円)



※既存事業は令和8年度予算額



税率・税額／1人1泊につき200円の一一定額制

【考え方】

- ・段階定額制や定率制と比べて、宿泊事業者において素泊まり料金を明確に計算することなく対応することができ、事務負担が最も軽減される。
- ・どの宿泊料金であっても同じ額を加算するため、宿泊者にとって分かりやすい。
- ・アンケート結果において、「宿泊料金に関わらず同じ税額のほうがよい(定額制)」が約4割と一一定額制を望む声が最も多くなっている。
- ・収税額シミュレーションにおいて、収税が多くなりやすいとされる定率制と大きな差がない。

<参考>

県内で宿泊税を導入している熱海市は一一定額制で200円としている。



免税点／設けない

【考え方】

- ・一律定額制のメリットと同様に、宿泊事業者において素泊まり料金を明確に計算することなく対応することができ、事務負担が最も軽減される。
- ・免税点を設けることにより、税額の境目を巡る支払いトラブルが生じたりする恐れがある。
- ・宿泊者は宿泊料金の多寡に関わらず、一定程度の行政サービスを享受していると考えられるため、公平性の観点から望ましい。
- ・宿泊事業者および宿泊者にとって、免税点を設けない方が制度の煩雑さがなくなり、分かりやすい。

<参考>

県内で宿泊税を導入している熱海市は免税点を設けていない。

③本市における宿泊税制度設計／課税免除



25

【定義と他自治体状況】

公益上その他の事由によりその地方団体によって課税することが不適當であると認められる場合に、条例により課税しないこと。

課税免除なし	金沢市、福岡県、福岡市、北九州市、常滑市、鳥羽市、熊本市、宮崎市、盛岡市(9自治体)
課税免除あり	その他54自治体

課税免除／

年齢12歳未満の者には宿泊税を課さない

学校・児童施設主催の修学旅行や行事に参加する児童および引率者へ宿泊税を課さない

【考え方】

- ・税の軽減措置は限定的な対応が原則であり、また、課税免除は公益性が求められることから、教育旅行などを対象とした。
- ・本市における入湯税の課税免除と同じ条件とした。

<参考>

県内で宿泊税を導入している熱海市は課税免除を設けている。

③本市における宿泊税制度設計



26

項目	制度案
導入目的(使途)	魅力や観光資源の魅力向上、戦略的なプロモーション、旅行者の受入体制の強化といった市外からの来訪者の増加を図る施策に要する費用に充てる
課税客体	旅館業法に規定するホテル・旅館、簡易宿所又は住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊)への宿泊行為
課税標準	課税客体となる施設への宿泊数
納税義務者	課税客体の対象となる宿泊施設への宿泊者
徴収方法	特別徴収
特別徴収義務者	宿泊事業者等
申告納入期限(※)	各月の初日から末日までの間の分について翌月の末日までに納入とするが、一定の要件を満たす場合には3ヶ月分をまとめた納入を可能とする
税率(税額)	一律定額200円
免税点(※)	免税点を設けない
課税免除(※)	年齢12歳未満の者には宿泊税を課さない 学校・児童施設主催の修学旅行や行事に参加する児童および引率者へ宿泊税を課さない
見直し期間(※)	条例施行後3年後、その後は5年ごとに見直しを行う

県・市町村がともに宿泊税を導入している地域においては、宿泊事業者の事務負担軽減のため、免税点や課税免除等の調整がされており、制度設計には静岡県との調整が必要(※は特に調整が必要な項目)